



2025年12月5日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代表取締役社長 岡本 純子
(東証グロース市場・コード3807)
問い合わせ先：
取締役管理本部長 岡本 純子
電話番号 03(5774)2440(代表)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2025年8月8日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の報告書に関し証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する1,500万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討し、決定次第改めてお知らせする予定であります。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等

(1) 有価証券報告書

第29期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

第30期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(2) 四半期報告書

第29期 第2四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

第29期 第3四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

第31期 第1四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日)

2. 今後の見通し

損益への影響につきましては、金融庁から正式な通知を受領後、改めてお知らせいたします。

以 上